

刹那滅論を前提とした因果関係は成立可能か

— *Tattvasaṃgraha* (*pañjikā*) 520-522 における刹那滅論擁護の論點—

佐藤 晃

0. 問題の所在

佛教における因果論は、業、輪廻、解脱等の教説の成立上、重要な議論である。その一方で、佛陀以來、諸行無常が奉じられ、また後世 A.D. 5th c. ごろから刹那滅論證が形成されてきた⁽¹⁾。すると、諸法の無常性、刹那滅性を主張する場合、生じるや否や滅する原因が特定の結果と結び付き得るのか、という問題が浮上してくる。佛教徒はこの問題の解決を長く探ってきたが、8th c. 後半に活躍した、後期大乘佛教の論師カマラシーラ (*Kamalaśīla*, ca. 740-795, 以下「定説者」) もその1人であった。彼は師シャーンタラクシタ (*Śāntarakṣita*, ca. 725-788) の著書 *Tattvasaṃgraha* (TS, 『攝眞實論』) に對して、注釋書 *Tattvasaṃgrahapañjikā* (TSP, 『攝眞實論釋』) を著し、その第9章 *Karmaphalasambandhaparikṣā* (KPS 章、業と果報との結合關係に関する研究章、TS(P)476-545) において、上記問題を扱っている。本稿は、KPS 章における因果論解讀の一部を爲すものである。

さて、本稿で扱う KPS 章の論述目的は、直前の第8章 *Sthirabhāvaparikṣā* (SB 章、恆常なる存在に関する研究章、TS(P)350-475) での刹那滅論證に對する非佛教徒による間接的含意⁽²⁾ (*arthāpatti*) に基づく批判の排斥、及び刹那滅論の擁護である⁽³⁾。すなわち、非佛教徒による「業果關係、因果關係、想起などが成立するからには、恆常的存在が認められるはずである。したがって、刹那滅

(1) 論理的な刹那滅論證の確立は、佛教諸派が出揃う A.D. 5th c., ヴァスバンドウ (*Vasubandhu*, 400-480 頃) の時代まで下る。その後、インド哲學諸派との對論を経ることにより、A.D. 10-11th c. 頃に議論の最終段階を迎える。本稿で扱う TS(P) はその過渡期に位置付けられる。[御牧 1972] [御牧 1984] [谷 2000] 参照。

利那滅論を前提とした因果関係は成立可能か（佐藤）

論は誤りである」という主旨の批判（TS(P)476-500）に對し、「利那滅論を前提とした因果関係が成立可能であれば、それに基づき業果関係等も成立可能である」という意圖の反論（TS(P)501-545）により利那滅論の擁護を圖っている。以上の内容から、KPS 章の中心的課題は、如何にして利那滅論を前提とした因果関係の成立を證明するか、という点にあると言える。

上記課題に對して定説者は種々の議論を展開するが⁽⁴⁾、本稿では、想定される論敵ミーマーンサー學派のクマーリラ（Kumārīla, ca. 600-660, 以下「論敵」）との、原因の作用（vyāpāra）を巡る對論（論敵説：TS(P)487, 定説者説：TS(P)518-528）を検討対象とする。具體的には次の点を検討する。まず 1. では、定説者が想定する論敵の見解と定説者に對する批判の論點を確認する。續いて

(2) Cf. TSP ad TS 1586 (TSP (Śā) 557, 24-558, 1): yady evaṃbhūto 'rtho na bhaved ity^{*1} evaṃ yā parokṣārthaviṣayā kalpanā, sārthāpattiḥ pramāṇam (*1 bhaved ity TSP (Kri) bhavet parokṣa ity TSP (Śā).) (もし以上のように [6 種の妥當な認識根據 (pratyakṣa 等) により確定された] 事柄が無いであろう場合、そうであるならば、認知されない事柄を対象とする構想があるが、それが [認知されない事柄の] 間接的含意 (arthāpatti) であり、妥當な認識根據である)。NBṬ ad NB III 136 (DhPr 253, 9-10): tasmād arthāpattiyā sāmārthyena eṣāṃ nirākaraṇaṃ draṣṭavyam.

(3) TS(P)SB 章と KPS 章の關連性、位置付けについては、[御牧 1972] 参照。それに従えば、SB 章では利那滅論證と 2 種の恆常性論證批判 (①再認識 (pratyabhijñā (= 直接知覺 pratyakṣa)) 及び②推論 (anumāna) に基づく恆常性論證への批判) が爲され、KPS 章では SB 章に欠けるもう 1 種の恆常性論證批判 (③間接的含意 (arthāpatti) に基づく恆常性論證への批判) が爲される [御牧 1972, 903]。

(4) TSP KPS 章のシノプシスを以下に示す。本稿で扱う議論は、表中②因果関係に關する議論の中、②-3. 因果の作用に關する對論に含まれる。

	論敵説	定説者説
①業果関係	TS(P)476-481	TS(P)537-541
②因果関係	TS(P)482-489	TS(P)501-531
②-1 隨伴 (anvaya)	482-484	501-508
②-2 異時性	485	509-517
②-3 作用 (vyāpāra)	<u>487</u>	<u>518-528</u>
②-4 直後性	486	529-531
③因果關係證得手段	TS(P)490-492	TS(P)532-536
④再認識	TS(P)493-495	TS(P)542
⑤繫縛と解脱	TS(P)496-499	TS(P)543-545
⑥想起	TS(P)500	TS(P)542

[TSP(Kri)72-73] [御牧 1972, 899] [佐藤 1997, 49] 参照。

2. では、定説者の見解を検討する。まず 2-1. では、定説者が刹那滅論を前提にその成立を主張する因果関係モデルを確認する (TS(P)509)。そして、2-2. 及び 2-3. において、その因果関係モデルの成立の擁護のために爲される、論敵からの批判に對する反論の論點を検討する (TS(P)520-522)。本稿は、以上の検討を通して、定説者が刹那滅論を擁護するために、如何にしてそれを前提とした因果関係の成立を證明しているのか、その論點を明らかにすることを目的とする。

1. 論敵クマーリラの見解と佛教徒に對する批判— TS(P)487 の検討—

まず、定説者が批判の對象とする、論敵における因果関係モデルを確認する。それは、刹那滅論を主張する佛教徒に對する批判 (TS(P)482-489) の中、特に TS(P)487 に明示される⁽⁵⁾。まず論敵による批判 (TS(P)482-486) の論點を整理し、續いて TS(P)487 を検討する。

まず TS(P)482-484 で論敵は、原因となるべき現に存在するもの (vartamāna)⁽⁶⁾ が刹那的なものならば、それは結果を齎す能力を有した状態で存續 (sthāna) し得ず⁽⁷⁾、また後續する結果となるものに隨伴しない (niranvaya) と指摘し、その點から、後續するものは生起のための原因 (nimitta) を有し得ず、

(5) TS 482-487 は、クマーリラの *Ślokavārttika*(ŚV)Śabdānityatā VI 428-433 の引用によって構成される。偈文の對應を以下に示しておく。

TS 482	---
TS 483	ŚV VI 431
TS 484	ŚV VI 428
TS 485	ŚV VI 430
TS 486	ŚV VI 432
TS 487	ŚV VI 433

[清水 1983] [NR(Rai)granthasya pariśiṣṭo 'mśah, 104-118] 參照。

(6) Cf. TS(P)483abc(TSP(Śā)209, 6-7, 22-210, 7)。未來のもの (anāgata) と過去のもの (atīta) は、以下の議論により、原因となるべきものから除外される。兩者はいずれも現に存在しないもの (asat) であるので、完全に效力を欠くもの (aśeṣasāmarthyasūnya, sarvasāmarthyasūnya) である。したがって、原因には成り得ない。

(7) Cf. TS(P)483cd(TSP(Śā)210, 7)。

よって因果関係は成立し得ないと批判する⁽⁸⁾。續く TS(P)485 では、佛教徒が原因の消滅と結果の生起とが同時であると主張しても⁽⁹⁾、結果の生起と同時に消滅する原因は、消滅を特徴とすることから、實體を持って存在することが無く（nirūpatva）⁽¹⁰⁾、假に原因として認めても、結果が存在する時點（kārya-sattakāla）にその結果に対して近接することは無い（saṃnidhānābhāva）ので、如何なる作用も無い（vyāpārābhāva）と指摘し、その點から因果関係は成立しないと批判する。そして續く TS(P)486 では、佛教徒が原因の作用が不要であると論じ、或るもの Y の生起の直前に單に存在するもの X が Y の原因であると主張しても、そのような X が結果 Y の原因であるとする見解は不十分な議論であると指摘する⁽¹¹⁾。

以上の議論を踏まえて論敵は、TS(P)487 において原因の規定を提示する。

TSP(Śā)211, 1-2: tasmāt prāk kāryaniṣpatter⁽¹²⁾ vyāpāro yasya dṛṣyate /
tad eva kāraṇaṃ tasya na tv ānantaryamātrakam // TS 487 (= ŚV Śabdānityatā VI
433)⁽¹³⁾ //

それゆえに、結果（Y）が齎されるよりも以前に、或るもの（X）に作用（vyāpāra）が認識される場合、それ（作用を有する X）のみが、それ（Y）

(8) Cf. TS(P)484(TSP(Śā)209, 8-9, 210, 8-9).

(9) Cf. TS(P)485(TSP(Śā)210, 10-12). この議論はヤシヨーミトラの説である。[森山 1994] 参照。

(10) Cf. TS(P)485(TSP(Śā)210, 1-2, 12-17).

(11) Cf. TS(P)486(TSP(Śā)210, 3-4, 19-25). ここでは、具體例として色蘊としての瓶における同類因⇒等流果の関係が吟味される。佛教徒において、利那的存在としての、色蘊としての瓶、さらにそれに付随する視覚対象としての色境、嗅覚対象としての香境、觸覚対象としての觸境等の諸要素が、生起するや否や消滅して、直後に自らと同類のものを生ぜしめる、という因果関係が認められるが、論敵はこれに対して、議論を色境等の色蘊にとつての諸要素に絞る、その場合の前後二利那の関係が、①兩者同類の関係（例 t_1 -色境⇒ t_2 -色境、同類因⇒等流果）、②兩者異類の関係（例 t_1 -色境⇒ t_2 -香境）のいずれかであると指摘する。そして、まず②に関して、兩者は相續が異なるから因果関係が認められないと指摘する。①については、單に後者（ t_2 -色境）の前者（ t_1 -色境）に対する直後性のみから因果関係を捉えた場合、本来因果関係に無いものまでもそのように捉えられる恐れがあることを指摘する。以上から、論敵は、單に結果の直前にあるものを原因とする見解を斥けている。

(12) kāryaniṣpatter Ms(J), Ms(P), TSP(Kri)] kāryaniṣtter TSP(Śā). 'bras bu' byung ba las Tib.

(13) See NR(Rai)595, 9-10: tasmāt prāk kāryaniṣpatter vyāpāro yatra dṛṣyate / tad eva kāraṇaṃ tasya na tv ānantaryamātrakam // ŚV VI 433 //

にとつての原因なのである。しかし、[一方が他方の]直前であることのみからなる[根據]が、[兩者の因果關係の確立のための根據なの]ではない⁽¹⁴⁾。 【T-1】

ここで論敵は、原因とは結果 Y が生起する以前に作用が認識されるような X である、と主張する。そして、刹那滅論を保持するために作用を不要なものとし、因果關係は一方が他方の直前にあることのみを根據に確定される、という佛教徒の見解を斥ける。

上記のように、論敵の見解において、X が原因であることは、結果 Y の生起に先立って、その X において作用が認識されることを要件とする。では、この作用とは如何なる概念なのか。この點は TS(P)KPS 章において直接論題とされないが、定説者に對する論難の中にその理解が窺われる。次の【T-2】、TS(P) 482 以下の因果關係に關する論敵説の最後、刹那滅論を主張する佛教徒が假に未だ消滅せざるものを原因とすると主張した場合に陥る過失を指摘する、TSP ad TS 489 で、次のように論じられる。

TSP (Śā) 211, 19-23: nāpi dvitīyaḥ, **anekakṣaṇāvasthāyitvena**⁽¹⁵⁾ **bhāvānāṃ kṣaṇikatvahānīprasaṅgāt**⁽¹⁶⁾. **na katham vyāhanyeteti** vyāhanyata ity arthaḥ. tathā hi bhāvaḥ prathamam tāvad utpadyate tato vyāpriyate tataḥ kāryam utpādyā paścād vīnaśyātīty evam ekasyaiva vastuno 'nekasmin **kṣaṇe** saṃnidhānam iti kṣaṇikatva-vyāhatiḥ syāt.

[原因は消滅したもの、あるいは、未だ消滅していないもののいずれかであるという場合、] 第 2 [の主張 (未だ消滅していないものを原因とするという主張)] もまた [佛教徒においては成立し] ない。なぜならば、[原因が] 複數刹那に存續することにより、諸々の存在するものは刹那的なものであるという [佛教徒自身の主張] が損なわれるという過失に陥ってしまうからである。どうして妨げないであろうかとは、必ず妨げられるという意味である。すなわち、[佛教徒が未だ消滅していないものを原因であると主

(14) Cf. TSP(Śā)211, 14-15: **na tv ānantaryamātrakam** iti kāryakāraṇavyavasthānibandhanam iti śeṣaḥ.

(15) anekakṣaṇāvasthāyitvena Ms(J), TSP(Kri), TSP(Śā)] nekakṣayāvasthāyitvena Ms(P).

(16) skad cig ma ma yin par(D; skad cig ma yin par P)Tib. for kṣaṇikatvahānī°.

刹那滅論を前提とした因果関係は成立可能か（佐藤）

張する場合、その] 存在するもの (X) は、まず最初に生起し、それから作用を爲し、[さらに] それから結果 (Y) を生ぜしめて、後に消滅する、と以上のように、まさに同一なる實際に存在する物が複数の刹那において存在することになるので、[あらゆる存在するものは] 刹那的なものであることという論理的な矛盾が [、 佛教徒自身に] あることになってしまうであろう。 【T-2】

ここで論敵は、佛教徒が刹那滅論を主張しつつ、未だ消滅せざるものが原因となると主張する場合、それら2つの主張が矛盾に陥ると批判するために、原因が結果を生起させる過程を提示する。すなわち、原因となる X は或る時点 t_1 において生起する。そして、後續する t_2 に作用を爲し (vyāpriyate)、さらに t_3 に結果 Y を生起せしめる。その後 t_4 に至って消滅する、という過程である。

上記論敵の見解において、原因 X は少なくとも3刹那は存続するとされ、刹那滅論との矛盾が指摘される。そして、その原因 X の作用とは、X 自身が t_1 で生起した後の t_2 において爲す働きであると理解される。この点は以下の箇所でも確認される。

TSP (Śā) 220, 6-7: nanu ya utpadya vyāpāraṃ nāviśed viśeṣotpādārtham⁽¹⁷⁾, sa katham hetuḥ syād ity āha.

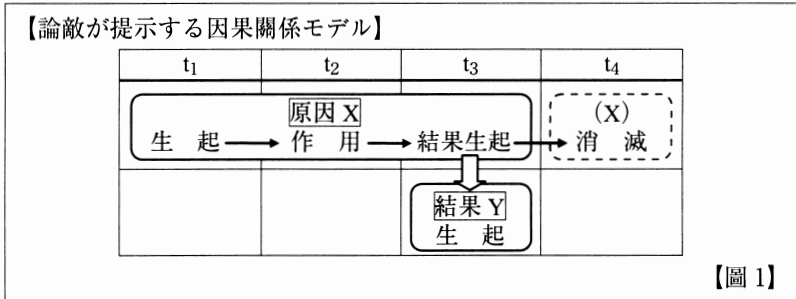
[論敵は次のように論難するであろう.] およそ或るもの (X) が [自ら] 生起した後、特定のもの (Y) を [結果として] 生起させるために、作用することに至らないならば、そのようなもの (X) がどうして [結果 (Y) を生起せしめる] 原因 (hetu) であろうか、と言うので [、 TS 520 において] 答える。 【T-3】

この箇所は、次章で検討する定説者説中 TS 520 導入部に想定される、作用を否定する定説者に対する論難である。ここでも論敵は、原因の作用を、原因となるべきものが生起した後の t_2 において爲す働きであるとし、特定の結果を生起させるために経るべき過程であると意圖している。

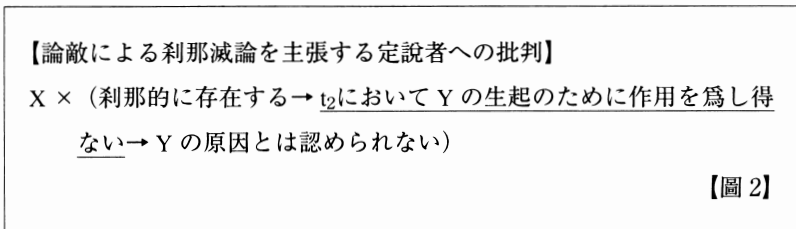
以上の【T-2, 3】を踏まえると、論敵の見解における原因の作用とは、原因と

(17) viśeṣotpādārtham om. Tib.

なる X が自ら生起した時點 t_1 に後續する t_2 において、或る特定の結果 Y の生起に對して作用を爲すことであり、その作用が結果 Y の生起に先立ち認識されるもの Xこそが、論敵が【T-1】で主張する原因 X なのである。以上を踏まえ、刹那滅論を主張する佛教徒を批判する上で、論敵が提示する因果關係モデルを圖示すると次のようになろう。



以上のように論敵は、原因 X は少なくとも 3 刹那は存続するべきと主張するが、刹那滅論を主張する佛教徒に對して發する批判は次のように整理されよう。すなわち、假に刹那滅論を主張するならば、原因となる X は t_1 に生起するや否や消滅する。よって、X は t_2 において結果 Y の生起に對し作用を爲し得ない。ゆえに、X は結果 Y の原因として認められず、兩者の因果關係は成立し得ない、という批判である。この批判の論點は、〈刹那滅する X は t_2 において作用を爲し得ない〉という點である。



2. 定説者カマラシーラにおける因果關係モデルとその成立擁護の論點

本章では、まず、上記論敵の見解及び批判を受けた定説者が刹那滅論を前提

刹那滅論を前提とした因果関係は成立可能か（佐藤）

にその成立を主張する因果関係モデルを確認する（TS(P)509）。續いて、その因果関係モデルの成立を擁護するために爲される、論敵による批判への反論を検討し、その論点を明らかにする（TS(P)520-522）。

2-1. 因果関係は、異時因果関係のみである－TS(P)509の検討－

定説者がその成立を主張する因果関係モデルは、TS(P)KPS章中、諸所に確認されるが⁽¹⁸⁾、TS(P)509では時間的観点からより明確に論じられる。

TSP(Śā)217, 1-2: *atrocyaṭe dviṭiye hi kṣaṇe kāryaṃ prajāyate /
prathame kāraṇaṃ jātam avinaṣṭaṃ tadā ca tat // 509 //*

これ（論敵による批判⁽¹⁹⁾）に對して答える。實に、結果（Y）は、第2刹那（ t_2 ）において生じる。原因（X）は、第1〔刹那〕（ t_1 ）において生じたものであり、そして、その時（ t_1 ）、それ（原因X）は未だ消滅していないものである。

TSP(Śā) 217, 19-23: *avinaṣṭād eva kāraṇāt kāryaṃ bhavati naḥ pakṣaḥ, na caivaṃ yaugapadyaprasaṅgaḥ. tathā hi prathamakṣaṇabhāvi kāraṇam āsāditātmalābham⁽²⁰⁾ avinaṣṭam eva pratītya dviṭiye kṣaṇe kāryaṃ prajāyate. tac ca tathā jāyamānam avinaṣṭād eva jāyate, prathame kṣaṇe tasyāvinaṣṭatvāt.*

結果（Y）は未だ消滅していない原因（X）からのみ生じる、というのが私達（佛教徒）の主張であり、そして、〔論敵によってTS(P)485において指摘された〕ような〔消滅する原因と生起する結果が〕同時であることという過失には陥らないのである⁽²¹⁾。すなわち、第1刹那において生じ、自體を得るに達した、未だ消滅していないものに他ならない原因に依存して、結果（Y）は、第2刹那において生じるのである。そして、そのように、そ

(18) TS(P)KPS章内、TS 512, TS 518, TS 523等参照。

(19) ここでは、TSP ad TS 488-489で提示される論難、すなわち、刹那滅論を主張するならば、すでに消滅したのみならず、未だ消滅せざるものも原因になり得ないという論難に對する反論が意圖される。Cf. TSP(Śā)217, 18-19. 本稿【T-2】参照。

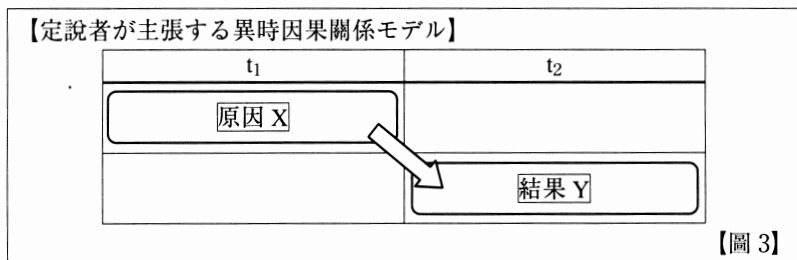
(20) *kāraṇam āsāditātmalābham Ms(P)*, TSP(Śā) *kāraṇāsāditātmalābham Ms(J)*, TSP(Kri). *rgyu'i bdag nyid thob pa Tib.*

(21) 前章1. 参照。

の生じつつあるもの（結果 Y）は、未だ消滅していない〔原因 X〕からのみ、生じるのである。〔なぜならば、〕第 1 刹那においてそ〔原因 X〕は未だ消滅していないからである。 【T-4】

上記【T-4】によれば、原因とは、 t_1 に生起し、未だ消滅せざるものと規定され、その原因により導かれる結果は、原因が生起した t_1 の直後 t_2 に生起するものと規定される。したがって、定説者が主張する因果関係は、 t_1 に生起し未だ消滅せざる原因 X から、その直後 t_2 に結果 Y が生起する、という連続した 2 刹那において成立する異時因果関係（原因⇒結果）であると理解される。

ところで佛教では、傳統的に、因果関係を時間的觀點から、上記異時因果関係、原因と結果が同時点にある同時因果関係（原因⇒結果、俱有因⇒士有果など）、さらに原因と結果との間に 1 刹那以上の刹那を介在させる隔時因果関係（原因⇒結果、異熟因⇒異熟果）の 3 種に分類する。しかし定説者は、同時及び隔時因果関係の 2 種を詳細に否定し⁽²²⁾、異時因果関係のみを自らの主張とする。その因果関係モデルを圖示すると次のようになろう。



(22) まず①同時因果関係については、TS(P)514-517で傳統的な【俱有因⇒士有果】が否定される。定説者はその俱有因を i) 未生起のもの、ii) 既生起のものに分け、それぞれ否定する。まず i) の場合、それは結果が生起する以前に存在し得ず、結果に對して全く効力を欠くものであるから、原因とは言えない。次に ii) の場合、原因が既に生起しているならば結果もすでに生起しているはずであり、その場合、原因に効力があっても結果に對して適用されているとは言えない。次に②隔時因果関係は TS(P)513 で批判される。定説者は、傳統的な【異熟因⇒異熟果】の関係を認めない立場を採る。その根據は、TS(P)482-483における過去のものを原因とした際の過失に關する議論が参考になろう。すなわち、異熟果は第 3 刹那以降に生起する。その場合、原因は、結果が生起する時点において、既に消滅した、現に存在しないものゆえに、如何なる効力も認められず、よって、原因には成り得ない、と定説者は理解していると考えられる。本稿で詳細に扱えなかった、同時因果関係、隔時因果関係否定の議論に關しては、今後の検討課題としたい。

刹那滅論を前提とした因果関係は成立可能か（佐藤）

以上のように定説者は、刹那滅論を前提として上掲異時因果関係のみが成立する、と主張する。では定説者は、この自らの主張を擁護するため、前章【圖2】で示した想定される論敵からの批判の論點、〈刹那滅する X は、 t_2 において Y の生起に對して作用を爲し得ない〉という點を如何に排除し得るのだろうか。

2-2. 刹那滅論を前提とした異時因果関係成立擁護のための反論の論點

2-2-1. 原因の作用とは、原因が結果の直前に存在すること (sattā) に他ならない— TS(P)520-521 の検討—

まず定説者は、 t_1 に生起した原因 X が t_2 で作用を爲す、と主張する論敵における作用 (vyāpāra) に關する理解が誤りであることを、因果関係が異時因果関係のみであることを前提に、以下のように指摘する。

TSP(Śā)219, 9: janmātiriktakālena vyāpāreṅātra kiṃ phalam / TS 520ab /
[原因となる X の t_1 での] 生起から離れた [後の] 時點 (t_2) に [生じる] 作用によって、これ (結果 Y) に對して如何なる成果があるろうか。

TSP(Śā)220, 7-9: kāraṇasattāsamanantaram eva kāryasya niṣpannatvād akimcītkara eva kāraṇasya⁽²³⁾ janmottarakālabhāvī vyāpārah kārye.

原因が存在することの直後 (t_2) にのみ結果は成就するので、[論敵の見解において] 原因 (X) が [t_1] 生起した後の時點 (t_2) に生じる [と理解される] 作用は、[それが生じたときに同時に生起する] 結果 (Y) に對して決して何の役にも立たないのである。 [T-5]

定説者は、論敵が主張する作用が、原因となる X が t_1 で生起した後の時點 t_2 に生じるもの (kāraṇasya janmottarakālabhāvin) であることを確認する。一方で定説者は、因果関係は連続する 2 刹那間で確立する、すなわち結果 Y は t_1 に存在する原因 X の直後 t_2 においてのみ生起すると主張していた。すると、論敵が主張する作用は、結果 Y の生起と同じ時點 t_2 に生じることになる。この點から、

(23) em. kāraṇasya (janmottarakālabhāvī) [rgyu (skye ba las dus physis byung ba'i) Tib.] kāryasya (janmottarakālabhāvī) Ms(J), Ms(P), TSP(Kri), TSP(Śā). [清水 1983, p. 34] 參照。

t_2 に生じる作用が同じ時點に生起する結果 Y の生起に對して何の役にも立たない無益なものであると指摘するのである。

しかしながら、我々は、論敵が主張するような原因の作用という概念を、例えば「火には煙を生ぜしめる作用がある」あるいは「火は煙の生起に對して作用する」というように、日常的に用いているとも言える。では、その場合、定説者は作用を如何に理解し得るのだろうか。定説者は、次のように答えている。

TSP(Śā)219, 10: sattaiva vyāptis tasyāṃ satyāṃ kāryodayo yataḥ // 520 //

[原因 X が結果 Y の直前 t_1 に] 存在していることのみが [結果 Y の生起に對する原因 X の] 作用である。なぜならば、それ (原因 X が存在すること) があるときに結果 (Y) の生起があるからである。

TSP(Śā) 220, 9-11: tathā hi vyāpāro nāma kāraṇasya ka ucyate. yadanantaram⁽²⁴⁾ eva kāryam udayam āsādayati. kāraṇasattānantaram eva ca kāryam udbhavatīti sattaiva vyāpārasābdavācyaṣṭu. kiṃ **janmā**tirekiṇā **vyāpāreṇa** kalpite na.

すなわち、如何なるものが原因の作用と言われるものとして語られようか。[それは、] 或るものの直後 (t_2) にのみ、結果 (Y) が生起に至るような場合 [の、その或るものである]。そして、原因 (X) が存在することの直後 (t_2) にのみ、結果 (Y) が生起するのであるから、「作用」という語によって語られるべきものは、[原因 X が結果 Y の直前 t_1 に] 存在していること (sattā) のみである。[原因それ自身の] 生起から離れた、構想された作用 は、何の役に立とうか。 【T-6】

論敵は、作用を原因が生起した後の時點 t_2 に生じるものと理解していた。その理解に對して定説者は、或るものの直後に結果 Y が生起するという場合のその或るものが作用である、という作用に關する自らの定義を提示する。そして、因果關係は異時因果關係のみであると主張する立場から、論敵が言う「作用」という語によって語られ得るものがあるとすれば、それは原因 X が結果 Y の直前に存在していることに他ならない (sattā-eva) と論じるのである。そして、

(24) yadanantaram Ms(J), TSP(Kri), TSP(Śā)] yadasantaram Ms(P).

刹那滅論を前提とした因果関係は成立可能か（佐藤）

論敵に對して、Xが生起した後の時點 t_2 に構想されるような作用は如何なる結果も齎さない無益なものであると批判するのである。

以上のように、「作用」とは原因Xが結果Yの直前に存在することに他ならない、という理解を示した定説者は、TS(P)521で次のようにも論じる。

TSP(Śā)220, 2-3: ya ānantaryaniyamaḥ saivāpekṣābhidhīyate /
kāryodaye sadā bhāvo vyāpārah⁽²⁵⁾ kāraṇasya ca // TS 521 //

[結果Yが、原因Xと同時にあるいは隔時にあるのではなく、]直後にあることに限定されること、それこそが[原因Xに對して結果Yが]依存することであると説示される。また、結果(Y)が生起するときには常に[その直前に原因Xが]存在すること[こそ]が、原因(X)が[結果Yに對して]作用することである[と説示される]。

TSP(Śā)220, 13-15: idam eva hi kāryasya kāraṇe 'pekṣā yat tadanantarabhāvitvam. kāraṇasyāpi kārye 'yam eva vyāpāro yat kāryodayakāle sadā saṃnihitvatvam. すなわち、およそそれ(原因X)の直後に生起すること、このことこそが、結果(Y)が原因(X)に對して依存することである。また、およそ結果(Y)が生起するときには常に[その直前に]近接すること(saṃnihitvatva)、このことこそが、原因(X)が結果(Y)に對して作用することなのである。

【T-7】

この箇所は、もし作用が無いならば「結果は原因に對して依存する」「原因は結果に對して作用する」という説示は不可能であろう、という論難に對する定説者の回答である⁽²⁶⁾。ここでは、前出【T-6】で示された、原因の作用とは原因Xが結果Yの生起の直前に存在することに他ならない(sattā-eva)という理解が、結果Yが生起するときには必ずその直前の時點に近接すること(saṃnihitvatva)

(25) vyāpārah Ms(P), TSP(Kri), TSP(Śā)] vyāpāra Ms(J)。

(26) Cf. TSP(Śā)220, 12-13: yady evam asati bhāvānām^{*1} vyāpāre^{*2} katham idam abhidhīyate^{*3} kāryasya kāraṇe 'pekṣā^{*4}, kāraṇasya ca kārye vyāpāra ity āha(*1 asati <bhāvānām> Ms(P), *2 <yady evam asati bhāvānām vyāpāre> Ms(J), *3 abhidhīyate Ms(J)] adhīyate Ms(P), TSP(Kri), TSP(Śā), brjod par byed Tib. *4 kāraṇe apekṣā Ms(J), Ms(P).) [論敵は、以下のように述べるだろう。]もし、上記のように、諸々の存在するものに作用が無いならば、どうして、以下の事が説示されようか。[すなわち、]結果(Y)が原因(X)に對して依存すること、そして、原因(X)が結果(Y)に對して作用することが[説示されようか]、と言うので[、TS 521で]答える。

であると換言される。またここでは、結果の観点から、結果の原因への依存に
 關して、それは原因 X の直後に結果 Y が生起することであると論じられ、因果
 關係が連続する 2 刹那でのみ成立することが主張される。

さて、以上 TS(P)520-521 の議論で定説者は、連続する 2 刹那に成立する異
 時因果關係のみを主張する立場から、次の 2 點を論じた。1 點目は、作用に關
 する論敵の理解に對する批判である（【T-5】）。つまり、論敵が主張するよう
 に、作用が原因となる X 自身の生起の後の時點 t_2 に生じるものと理解されるなら
 ば、同じ時點 t_2 に生起する結果 Y に對して全く無益なものである、という批判
 である。次に 2 點目として、「作用」に關する定説者の見解が示された（【T-6,
 7】）。假に「作用」と語られるものがあるとすれば、それは結果 Y が生起する時
 點 t_2 の直前 t_1 に原因 X が存在すること (sattā), つまり、原因 X が直後の結果 Y
 に對して近接すること (saṃnihitva) に他ならない、という見解である。

【論敵における作用 (vyāpāra) 理解に對する批判】

前提：因果關係は異時因果關係のみである。

1. 作用 × (原因となる X が生起した後の時點 t_2 に生じる → 原因の
 直後 t_2 に生起する結果 Y に對して無益である) (【T-5])
2. ・作用とは、結果がその直後に生起する場合のそれである。
 ・「作用」と語り得るものは、原因 X が結果の直前 t_1 に存在するこ
 と (sattā = 近接すること (saṃnihitva)) である。 (【T-6, 7])

【圖 4】

2-2-2. 因果關係決定の手段は、〈anvaya〉と〈vyatireka〉のみで
 ある — TS(P)522 の検討 —

さて、前項 2-2. の議論で定説者は、連続する 2 刹那における異時因果關係
 のみを主張する立場を前提に、論敵が主張する作用は無益であると論じた。し
 かしながら、論敵がその前提を認めるとは限らない。そこで定説者は、前出
 【T-7】に續いて、論敵が主張する作用を假に認めた上で、因果關係決定の手段

に關する觀點から、以下のように、さらに議論を展開する。

TSP (Śā) 220, 16-18: api ca vyāpārasya vyāpāravato vā bhāvasya kāryaṃ prati hetubhāvas tadbhāvabhāvitvād eva bhavatā grahītavayāḥ. na hy anvayavyatirekābhyām anyañ kāryakāraṇabhāvādhiḡame 'bhyupāyo 'sti.

さらにまた、[汝（論敵）が主張する]作用、あるいは作用を有するもの[としてのX]が結果（Y）に對して原因であることは、それ（作用、あるいは作用を有するX）が存在しているときに[結果Yが]生じること（tadbhāvabhāvitva）からのみ、汝によって捉えられるべきである。實に、因果關係の證得における手段は、肯定的隨伴關係（anvaya）と否定的隨伴關係（vyatireka）以外のものは無いのである。 【T-8】

ここで定説者は、論敵の見解において或るものが原因であるための要件とされる作用、あるいはその作用を有したものとしてのXが、結果Yに對する原因として捉えられる際の手段、すなわちXとYの因果關係を決定する手段は何か、という問題提起を行っていると言える。そして、それは因果關係が問われる當該事項間における〈それが存在するときに[結果が]生起すること〉（tadbhāvabhāvitva）のみであるという見解を示し、論敵もこの見解を認めるべきだと指摘する。さらに定説者は、因果關係は、その關係が問われる當該事項XとYにおける、Xが存在すればYは存在するという〈肯定的隨伴關係〉（anvaya）と、Xが存在しなければYは存在しないという〈否定的隨伴關係〉（vyatireka）のみであると論じ、先に示された〈tadbhāvabhāvitva〉が少なくとも〈anvaya〉をその内容とすることを意圖している。

論敵に對する上記指摘の意圖は、假に、原因は作用を有するXである、と規定するとしても、そのXが結果Yに對する原因であるか否かは、その規定からではなく、XとYの〈anvaya〉と〈vyatireka〉からのみ決定されるはずであるという點を認めさせることであると考えられ⁽²⁷⁾、その上で、定説者は自らの見解を提示する。

TSP (Śā) 220, 18-21: tataś caivaṃ sati vastumātrasyāpi kim iti kāraṇabhāvo na gṛhyate. na hi kāryasya vastumātragatānvayavyatirekānuvidhāyitvaṃ na prasiddham. atas tad eva vastumātraṃ varaṃ kāraṇam astu, yadgatānvayavyatirekānu-

vidhāyitvaṃ kāryasya siddham ity etad darśayati. **tadbhāvētyādi**.

そして、以上のことから、もし上記のよう [に、論敵が主張する作用あるいは作用を有したものとしての X が Y の原因であることが、X と Y との〈anvaya〉〈vyatireka〉のみによって決定されるの] であれば、実際に存在する物そのもの (vastumātra) [としての X] も、どうして原因たるものであると捉えられないのか [、いや捉えられるべきである]。なぜならば、結果 (Y) が、実際に存在する物そのもの [としての X] に關する肯定的隨伴關係と否定的隨伴關係とに従うことが承認されないことは無いからである。したがって、およそ結果 (Y) が或るものに関する肯定的隨伴關係と否定的隨伴關係とに従うことが成立している場合、その実際に存在する物そのもの [としての X] こそがむしろ原因であるべきである、というこのことを [以下に] 明示する。「それが存在しているときに」云々と。

TSP (Śā) 220, 4-5: tadbhāvabhāvitāmātrād vyāpāro 'pi avakalpitaḥ /
hetutvam eti tadvān vā tad evāstu tato varam // 522 //

- (27) この【T-8】での定説者による指摘及びそれに續く議論は、論敵にとっては聊か唐突であろう。すなわち、【T-8】以降の議論では、論敵が因果關係決定の根據として〈tadbhāvabhāvitva〉を認めることを前提に議論が展開されるからである。しかし、この定説者の指摘は全く妥當性の無いものとは言えないとも考えられる。すでに確認したように論敵はミーマーンサー學派のクマーリラであり、批判對象である彼の主張 TS(P)487 【T-1】は彼自身の ŚV VI 433 の引用であった。その ŚV VI の中に、今問題となっている〈tadbhāvabhāvitva〉が、或るものが特定の結果を導く原因であるための要件とされる。感官を超えた效力 (śakti) が原因において存在することの妥當な認識根據として提示される箇所が確認される。Cf. NR 525, 4-5: kiṃ punar dhvanīnām śaktisadbhāve pramānam, ata āha. tadbhāvabhāvitāmātraṃ pramāṇam tatra gamyate // ŚV VI 44 // (また、諸々の音に効力が存在していることに對する妥當な認識根據とは何か [、と問うならば]、それゆえに [ŚV VI 44] に] 答える。それ (効力) が [原因において] 存在するときに [結果が] 生起することのみ (tadbhāvabhāvitāmātra) が、それ (音に効力が存在していること) に對する妥當な認識根據であると認められる。また、ŚV には、原因の効力は、(結果の認知に基づく間接的含意) (kāryārthāpatti) によって原因において想定されるものであるという言明もある。Cf. NR 243, 27-28: śaktayo 'pi ca bhāvanām kāryārthāpattikalpitāḥ / ŚV V 3-254 / (さらにまた、諸々の存在するものの効力 (śakti) は、結果 [が認知されること] から [、未だ認知されざる事柄が存在するはずであると] 間接的に含意すること (kāryārthāpatti) により想定されるものである)。以上の點から、論敵において〈tadbhāvabhāvitā〉は原因の効力の存在性を示す認識根據として (kāryārthāpatti) と同義的に用いられていると考えられる。本文【T-8】以降の定説者による指摘は、そのような論敵における〈tadbhāvabhāvitā〉理解を見据えたものと考えられ、論敵も用いる (tadbhāvabhāvitva) という概念を提示することで、それが定説者における因果關係決定の手段 (〈anvaya〉〈vyatireka〉) のうち、少なくとも〈anvaya〉に該當するはずだという意圖を示しつつ、定説者自身の理解へ誘導していると考えられる。

刹那滅論を前提とした因果関係は成立可能か（佐藤）

[汝ら（論敵）によって] 想定された作用も、それ（作用）が存在しているときに[結果が] 生じることのみから、[結果 Y に対する] 原因であることに到達するのである。あるいは、それ（作用）を有するもの[としての X] も[同様である]。それゆえに、それ（作用を欠いた實際に存在する物そのものとしての X）のみが、むしろ[原因で] であるべきである。

TSP (Śā) 220, 21-24: **avakalpita** iti bhavadbhir yo 'nya ubhayānubhayarūpo vā vyāpāraḥ parikalpita ity arthaḥ. **tadvān** iti vyāpāravān. **tadbhāvabhāvitāmātrād dhetutvam** eṭiti prakṛteṇa sambandhaḥ. **tad eveti** vilakṣaṇavyāpārarahitaṃ vastumātraṃ hetur **astv** ity arthaḥ.

想定されたとは、汝ら（論敵）によって、兩者があること（ubhaya）と兩者がないこと（anubhaya）とを本質とする [、實際に存在する物としての X] 以外の作用が構想された、という意味である。それを有するものとは、作用を有するもの [としての X] である。それが存在しているときに [結果が] 生じることのみから、原因であることに到達するのであるとは、[それを有するもの（tadvān）という] 論題 [となっている句] と結び付くのである。そのみが、すなわち、[原因が存在することである、と定説者が規定する作用とは] 異なる [、 t_2 に生じる、と論敵により理解される] 作用を欠いた實際に存在する物そのもの [としての X] が原因であるべきであるという意味である。 【T-9】

定説者は、論敵が主張する、X 自身の生起の後 t_2 に生じる作用を有したのものとしての X よりも、むしろそのような作用を欠いた實際に存在する物そのもの（vastumātra）としての Xこそが因果関係における原因として相應しい、と主張する。そして、この主張の根據は、因果関係の決定が当該事項 X と Y における〈anvaya〉と〈vyatireka〉、すなわち、或るもの X が存在するときに結果 Y が生起し、X が存在しないときには Y は生起しないという兩者の関係のみに基づいて決定されることである。

では、なぜ因果関係決定の手段が〈anvaya〉と〈vyatireka〉のみであることが、論敵の主張を斥け、定説者の主張の根據となり得るのだろうか。ここで 【T-8】

以下の議論における、如何なるものが原因として相應しいか、という點に關する兩者の見解を整理する。まず論敵が主張する原因とは、それ自身が生起した後の t_2 において生じる作用を有するものである。一方で定説者が主張する原因は、論敵が主張するような作用を有しない實際に存在する物そのものである。兩者の見解は、 t_2 に生じる作用を有するか否かという點で對立している。しかし、それぞれが規定する原因がその結果となるものの原因であるか否かの決定の手段（因果關係決定の手段）に關しては、當該事項間の〈anvaya〉と〈vyatireka〉のみであるという一致した見解を採ることが示された。

【定説者・論敵の原因の規定と因果關係決定の手段】		
	論 敵	定説者
原因 X の規定	作用を有した X	單に存在する X
〈X = Y の原因〉 の決定手段	X と Y との 〈anvaya〉 と 〈vyatireka〉	

【圖 5】

ここで、X が結果 Y の原因であることは、原因 X を如何に規定しようとも、X と Y における〈anvaya〉と〈vyatireka〉に従うことによつてのみ決定されるという點が確認される。そして、この點から、定説者は次のように主張し得ると考えられる。假に論敵が主張するように、原因とはそれ自身が生起した後の t_2 に生じる作用を有したものとしての X である、と規定されとしても、その規定によつて X が Y の原因であることが決定されるわけではない。なぜならば、X が Y の原因であるという決定は、兩者の〈anvaya〉と〈vyatireka〉によつてのみ決定されるからである。したがつて、原因に關する論敵の規定は、X が Y の原因であるという決定に關する要件であるとは言えない。一方で、論敵が主張するような作用を有しない實際に存在する物そのもの (vastumātra) としての X が、その結果となる Y との間における〈anvaya〉と〈vyatireka〉によつて、Y の

刹那滅論を前提とした因果関係は成立可能か（佐藤）

原因として決定されることも認められるはずである。以上のことから、Yの原因を、論敵が規定する作用を有したものとしてのXとするよりも、むしろ餘計な規定を必要とせず、実際に存在する物そのものとしてのXであるとするべきである。

【因果関係決定の手段に関する観点からの論敵説批判】

前提：XがYの原因であることは、兩者における〈anvaya〉と〈vyatireka〉によってのみ決定される。

- ・ 論敵による、原因とは作用を有するものXである、という規定は、XがYの原因であることの決定に關與する要件にはならない。
- ・ 論敵の規定を必要とせずとも、Xは實際の物そのものとしてYの原因として決定され得る。
- ・ 作用を有するものX（論敵の見解）よりも、むしろ餘計な規定を必要とせず、實際の物そのものX（定説者自身の見解）を原因とするべきである。

【圖 6】

以上のように定説者は、因果関係決定の手段が〈anvaya〉と〈vyatireka〉であるという観点から、論敵における、原因とは作用を有したものである、という規定が不要であることを提示し得たと言えよう⁽²⁸⁾。

3. 結論

TS(P)KPS章におけるカマラシーラの課題は、如何にして刹那滅論を前提とした因果関係の成立を證明するか、という点であった。そこで本稿では、カマラシーラは如何なる因果関係モデルを主張するのか、そして、如何にしてその因果関係モデルの成立の妥當性を示し得るのかという2点を、想定された論敵との對論を通して検討してきた。

まず、カマラシーラが主張する因果関係モデルは、連続する2刹那間で成立する異時因果関係（**㊦原因X⇒㊧結果Y**）であった。その際、彼は傳統的に論じ

られてきた、同時因果關係 (㉑原因X⇒結果Y) や隔時因果關係 (㉒原因X⇒㉓結果Y) を詳細に否定している (【圖3】)。

次に、如何にしてその異時因果關係の成立の妥當性を示し得るのか、という問題に対するカマラシーラの回答が、想定された論敵クマーリラとの對論を通して提示された。まず論敵による批判は次のようであった。假に刹那滅論を主張するならば、Xはそれ自身が生起した後の時點_{t₂}において、結果Yの生起のために作用(vyāpāra)を爲し得ない。よってYの原因とは認められない(【圖2】)。この論敵からの批判を想定した上で、カマラシーラはその批判の論點である、_{t₂}に生じる作用(vyāpāra)を斥けるための反論を展開する。本稿で扱った箇所(TS(P)520-522)では、次の2つの觀點から論じられた。1點目は、因果關係は異時因果關係のみであるという觀點から、論敵における作用の理解に對する批判を論じた。すなわち、論敵により、原因となるものが生起した後の時

- (28) 本稿で扱ったTS(P)KPS章では、〈anvaya〉と〈vyatireka〉のみから因果關係が決定されるという議論は確認されないが、TS(P)Lokāyataparīkṣā XXIIに詳論される。そして、その議論は、ダルマキールティ(Dharmakīrti ca. 600-660)の議論を採用したものであると先行研究によって指摘される。[稻見1987][生井1996]参照。Cf. TSP(Śā)640, 7-8: pratyakṣānupalambhasādhanāḥ kāryakāraṇabhāvaḥ. sa cānvayād vyatirekādvā viśiṣṭād eva nīcīyate, na darśanādarśanamātreṇa (因果關係は、直接知覺と非認識とを確定要件とする。そして、それ(因果關係)は、特殊な肯定的隨伴關係あるいは否定的隨伴關係からのみ決定されるのであり、單なる知覺と非知覺によって[決定されるの]ではない)。ここに挙げた箇所に従えば、因果關係決定の手段である〈anvaya〉と〈vyatireka〉は、直接知覺(pratyakṣa)と非認識(anupalambha)によって構成され、またそれらのいずれかからでも因果關係が決定されると理解される。これに續く箇所で次のダルマキールティの議論が採用されている。Cf. PVSV 22, 2-4: yeṣāṃ upalambhe tatlakṣaṇam anupalabdham yad upalabhyate tatraikābhāve 'pi nopalabhyate. tat tasya kāryam (或る諸々のもの(X etc.)が認識されるときに、それ(認識)のための条件を有した[が、以前には]認識されなかったものが認識され、それら(X etc.)のうち1つのもの(X)が存在しなくても認識されないようなもの(yat, Y)がある場合、それ(Y)はそれ(X etc.)の結果である)。TS(P)LokāyataparīkṣāではこのPVSVの議論を、yeṣāṃ以下とtatra以下とに分け、前者を〈anvaya〉による結果の確定の議論(X etcの認識があればYの認識がある)(TSP(Śā)640, 8-10)に、後者を〈vyatireka〉による結果の確定の議論(Xが存在しなければYの認識は無い)(TSP(Śā)640, 15-16)に充てている。[Kajiyama 1963][稻見1987]等に論じられるように、上記PVSV等のダルマキールティによる因果關係決定の議論は、後繼者達によって解釋が異なる。ダルモータラなどは5種の直接知覺と非認識により構成される1通りのプロセス(①Yの非認識、②Xの知覺、③Yの知覺、④Xの非認識、⑤Yの非認識)と理解し、一方でシャーキャブッディ、カルナカゴミン、アルチャタなどは3種の直接知覺と非認識により構成される2通りのプロセス(A. ①Yの非認識、②Xの知覺、③Yの知覺、B. ①Yの知覺、②Xの非認識、③Yの非認識)と理解した。後世では後者の理解が有力になったとされ、TS(P)もそれを採用している可能性があるが、この點は今後の検討課題としたい。

刹那滅論を前提とした因果関係は成立可能か（佐藤）

点 t_2 に生じるものである、と規定された作用は、同じ t_2 に生起する結果にとって無益なものであると論じた。またここでは、「作用」と語られ得るものは、原因が結果の直前に存在すること (sattā), 近接すること (sannihitvatva) のみであると論じ、論敵の理解を斥けた（【圖 4】）。2 点目は、X と Y の因果関係決定の手段が兩者における 〈anvaya〉と 〈vyatireka〉のみであるという観点から、論敵における原因の規定を斥けた。すなわち、原因とは作用を有する X である、という規定は X が Y の原因であるという決定に關與しない不要な規定であると指摘し、むしろ、論敵が主張するような作用を欠いた、実際に存在する物そのもの (vastumātra) としての Xこそが原因であるという見解を示した（【圖 6】）。

定説者は以上 2 つの観点から回答を提示し、原因 X は複数刹那に互り存続する必要があると迫る論敵の批判を回避し、刹那滅論を前提とした異時因果関係 (㊶原因X⇒㊷結果Y) が成立可能であると主張するのである。

なお、本稿では詳しく検討し得なかった、因果関係は異時因果関係のみであることの論證、及び 〈anvaya〉 〈vyatireka〉 のみに基づく因果関係決定の議論は、定説者カマラシーラの因果論の根幹を爲すものであり、彼に影響を與えた先行する論師の議論も視野に入れつつ、今後検討を續けたい。

略 號

〈一次資料〉

D: Tibetan text. デルゲ版。

Ms(J): Jesalmer, Jaina Jñāna Bhaṅḍāra Cat. No. 377(TS); No. 378(TSP).

Ms(P): Pāṭaṇa, Vāḍi Pārasvanātha Bhaṅḍāra Cat. No. 6679(TS); No. 6680(TSP).

NR (Rai): *Ślokavārttika of Śrī Kumāriḷa Bhaṭṭa with the commentary Nyāyaratnākara of Śrī Pārthasārathi Miśra*, ed. & revised by Dr. Ganga Sagar Rai, Varanasi 1993.

NR (Rā): *The Mīmāṃsā Ślokavārttika of Kumāriḷa Bhaṭṭa with the Commentary called Nyāyaratnākara by Pārtha Sārathi Miśra*, ed. Rāmaśāstri Tailanga, Benares 1898-1899 (Chowkhambā Sanskrit Series No. 3).

P: Tibetan text. 北京版。

PVSV: *The Pramāṇavārttikam of Dharmakīrti, The First Chapter with the Autocommentary*, ed. Raniero Gnoli, Istituto Italiano per il Medio ed Estremo Oriente, Roma 1960.

ŚV: *Ślokavārttika* in NR.

TSP (Kri): *Tattvasaṅgraha of Śāntaraḥṣita with the commentary of Kamalaśīla vol. 1*, ed. Embar Krishnamacharya, with a foreword by Late Dr. B. Bhattacharyya, Baroda 1926, Reprint: 1984 (Gaekwad's Oriental Series No. 30).

TSP (Śā): *The Tattvasaṅgraha of Ācārya Śāntaraḥṣita with the commentary 'Pañjikā' of Śrī Kamalaśīla*, ed. Swami Dwarikadas Śāstri, Varanasi 1968, Forth edition: 2006 (BauddhaBhāratī Series No. 1).

〈二次資料〉

人見 2006: 人見牧生「カマラシーラの因果論」『南都佛教』50.

稻見 1987: 稻見正浩「ダルマキールティにおける「因果關係の決定」」『哲學』39.

Jhā 1987: *The Tattvasaṅgraha of Śāntaraḥṣita with the Commentary of Kamalaśīla Vol. 1*, translated into English by Jha, Ganganatha, Baroda 1937, Reprint 1987 (Gaekwad's Oriental Series No. 80).

Kajiyama 1963: Kajiyama Yuichi, "TRIKAPAÑCAKACINTĀ Development of the Buddhist Theory on the Determination of Causality" 『インド學試論集』4/5.

生井 1996: 生井智紹『輪廻の論證－佛教論理學派による唯物論批判』東方出版.

神子上 1984: 神子上恵生「佛教徒の因果關係の決定方法についての一考察」『佛教學研究』39/40.

御牧 1972: 御牧克己「恆常性批判 Sthirasiddhidūṣaṇa - Ratnakīrti: Sthirasiddhidūṣaṇa と TS (P): Sthirabhāvaparīkṣā の比較」『印度學佛教學研究』20-2.

御牧 1984: 御牧克己「利那滅論證」『講座大乘佛教 9 認識論と論理學』春秋社, 東京 1984 所收.

森山 1994: 森山清徹「中觀派と經量部の因果論論争－竿秤の上下 (tulādaṇḍanāmonnāma) の喩例を巡って」『印度學佛教學研究』43-1.

清水 1983: 清水公庸「因果をめぐる論争 TSP. "Karmaphalasambandhaparīkṣā" 試譯」『南都佛教』51.

谷 2000: 谷貞志『利那滅の研究』春秋社.

〈キーワード〉 *Tattvasaṅgrahapañjikā*, *Karmaphalasambandhaparīkṣā*, *Kamalaśīla*, 因果關係, 利那滅論, 恆常性批判